

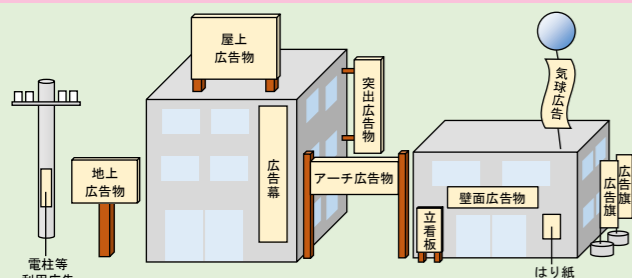
# 大村市屋外広告物条例のしおり

看板やのぼりなどを掲出する時は、許可が必要です。

このしおりは大村市屋外広告物条例から、主な内容について抜粋し作成しています。



## 屋外広告物とは



屋外広告物のイメージ

次の①～④の全てに当てはまるものを屋外広告物（以下「広告物」という。）といいます。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの。
- ② 屋外で表示されるもの。
- ③ 公衆に表示されるもの。
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。

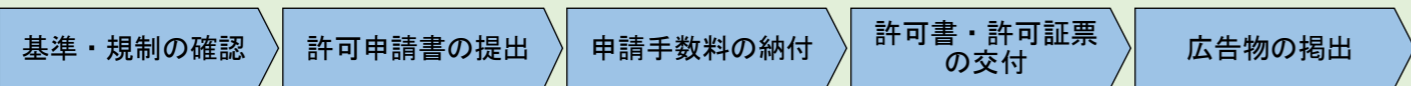
## 大村市屋外広告物条例

大村市では、屋外広告物法に基づき、良好な景観の形成と風致の維持、公衆に対する危害を防止するため、平成 27 年 8 月 1 日に大村市屋外広告物条例を施行しました。

大村市屋外広告物条例は、広告物の表示・設置に関する基準や規制などについて定められています。

## 許可申請の流れ

### 1. 新規申請の場合



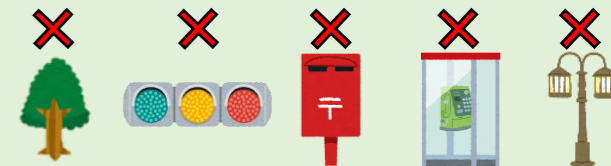
### 2. 許可期間の更新、掲出している広告物の変更や除却をする場合も、事前に申請が必要です。

## 規定の体系

広告物の種別	自家広告物		一般広告物		掲出しようとする広告物の種別をご確認ください。別の基準に適合することで申請が不要となる場合があります。（「適用除外」参照。）
	自己の住所、事業所、作業場に、自己の氏名、名称、営業内容などを表示する広告物		自家広告物以外の広告物		
地域区分	禁止地域		許可地域		広告物を設置しようとする場所が禁止地域に該当するかご確認ください。禁止地域に該当しない場合、許可地域となります。 禁止地域では、原則として広告物の掲出ができません。ただし、基準に適合することで掲出できる広告物があります。（「適用除外」参照。）
	1. 指定区域 ・ 風致地区 ・ 市民農園の区域 ・ 都市公園の区域 ・ 萱瀬貯水池及びその周辺 1,000m 以内の区域 ・ 大村駅前指定された区域 ・ 新大村駅周辺の指定された区域 ・ 官公署、学校、保育所、図書館、公会堂、公民館、体育館、病院、墓地、火葬場 2. 次の指定する道路の中心線から両側 500m 以内の地域で、指定する道路から展望できる地域 ・ 九州横断自動車道の市内の全区間		禁止地域を除く大村市内全域		
共通基準	第 1 種許可地域	第 2 種許可地域	第 3 種許可地域	広告物景観形成基準	
				上小路周辺地区	指定路線沿線地区
個別基準	広告物景観形成基準		第 1 種許可地域	第 2 種許可地域	第 3 種許可地域
	上小路周辺地区				
色彩基準	第 1 種許可地域		第 2 種許可地域		第 3 種許可地域
	第 2 種許可地域、第 3 種許可地域以外の地域		用途地域で定められた次の地域 ・ 第 1 種住居地域 ・ 第 2 種住居地域 ・ 準住居地域		用途地域で定められた次の地域 ・ 近隣商業地域 ・ 商業地域 ・ 準工業地域 ・ 工業地域 ・ 工業専用地域 ・ 箕島町

## 禁止物件

1. 次の物件には、原則として広告物の表示、掲出物件の設置が禁止されています。
  - (1) 街路樹、路傍樹及びこれらの支柱並びに都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第 2 条第 1 項の規定により指定された保存樹
  - (2) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び中央分離帯
  - (3) 信号機、道路標識、歩道柵、駒止、里程標、町名等表示板及び道路反射鏡
  - (4) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
  - (5) 郵便ポスト及び電話ボックス
  - (6) 送電塔、送受信塔及び照明塔
  - (7) 煙突、ガスタンク、石油タンク及び水道タンク
  - (8) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類似するもの
  - (9) 市長が指定する区域内の石垣、よう壁及び土は
  - (10) 市長が指定する区域内の電柱、街灯柱、架線柱及び支電柱
  - (11) 景観法第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木
2. 電柱、街灯柱、架線柱及び支電柱には、屋外広告物法第 7 条第 4 項に規定するはり紙、はり札、広告旗又は立看板の表示が禁止されています。



## 適用除外

地域区分	禁止地域		許可地域
	許可が必要	許可が不要	許可が不要
掲出できる広告物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自家広告物で規則に定める基準に適合しないもの（別表 1「自家広告物の適用除外について」参照。）</li> <li>○ 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自家広告物で規則で定める基準に適合するもの（別表 1「自家広告物の適用除外について」参照。）</li> <li>○ 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準（当該土地内表示面積合計 5 ㎡以下、1 物件 0.3 ㎡以下）に適合するもの</li> <li>○ 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準（宣伝の用に供するものでないこと）に適合するもの</li> <li>○ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準（冠婚葬祭、祭礼の期間中に限る）に適合するもの</li> <li>○ 道標、案内図板その他の公共的目的を持った広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準に適合するもの</li> <li>○ 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれの掲出物件</li> <li>○ 人、動物、車両、電車又は船舶等に表示される広告物</li> <li>○ 政治資金規正法第 6 条第 1 項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札、広告旗又は立て看板で規則に定める基準（【はり紙】表示面積 1 ㎡以下、同一壁面に同一のものを連続して表示するものでないもの、壁面等により・接着剤で貼り付けないこと。【はり札】表示面積 1 ㎡以下、同一壁面に同一のものを連続して表示するものでないもの。【立看板】横 0.9m、縦（脚を含む）2.1m 以下、同一のものを連続して表示するものでないもの、道路敷に表示し、又は設置するものでないもの）に適合するもの</li> <li>○ 法令の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件</li> <li>○ 市長が指定する施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準（禁止地域 0.03 ㎡以下、許可地域 0.3 ㎡以下）に適合するもの</li> <li>○ 国、地方公共団体又は市長が認める公共的団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準に適合するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自家広告物で規則に定める基準に適合するもの（別表 1「自家広告物の適用除外について」参照。）</li> <li>○ 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準（当該土地内表示面積合計 5 ㎡以下、1 物件 0.3 ㎡以下）に適合するもの</li> <li>○ 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準（宣伝の用に供するものでないこと）に適合するもの</li> <li>○ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準（冠婚葬祭、祭礼の期間中に限る）に適合するもの</li> <li>○ 道標、案内図板その他の公共的目的を持った広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準に適合するもの</li> <li>○ 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれの掲出物件</li> <li>○ 人、動物、車両、電車又は船舶等に表示される広告物</li> <li>○ 政治資金規正法第 6 条第 1 項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札、広告旗又は立て看板で規則に定める基準（【はり紙】表示面積 1 ㎡以下、同一壁面に同一のものを連続して表示するものでないもの、壁面等により・接着剤で貼り付けないこと。【はり札】表示面積 1 ㎡以下、同一壁面に同一のものを連続して表示するものでないもの。【立看板】横 0.9m、縦（脚を含む）2.1m 以下、同一のものを連続して表示するものでないもの、道路敷に表示し、又は設置するものでないもの）に適合するもの</li> <li>○ 法令の規定により表示する広告物又はこれの掲出物件</li> <li>○ 市長が指定する施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準（禁止地域 0.03 ㎡以下、許可地域 0.3 ㎡以下）に適合するもの</li> <li>○ 国、地方公共団体又は市長が認める公共的団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれの掲出物件で規則で定める基準に適合するもの</li> </ul>

別表 1 自家広告物の適用除外について ※ 1 つの住所や事務所、作業場をいいます。

地域区分	禁止地域	許可地域
許可が不要なもの	1 か所につき*表示面積の合計が 5 ㎡以下	1 か所につき*表示面積の合計が 10 ㎡以下
許可が必要なもの	上記に該当しない場合	

## 禁止広告物

次のような広告物の表示、掲出物件の設置は禁止されています。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの



## 共通基準

広告物の設置について共通基準が定められています。

- (1) 環境に調和し、自然美を妨げないものであること。
- (2) 朱色の発光塗料を使用しないものであること。
- (3) 側面及び裏面においても、良好な景観及び風致を害さないように施工したものであること。
- (4) 交通の安全を阻害するおそれのないものであること。
- (5) 屋外広告物の表示及び設置に関しては、大村市景観計画に準ずること。

# 総量規制

地域区分	禁止地域	許可地域			掲出しようとする広告物の表示面積の合計が左記の基準以下になることをご確認ください。
共通基準		第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域	
広告物の総面積 (1か所につき※1)	30㎡以下	50㎡以下※2	100㎡以下※2	なし	

※1 1つの住所や事務所、作業場をいいます。

※2 広告物の総面積は、地上広告物、屋上広告物、壁面広告物、突出広告物、懸垂幕の表示面積の合計です。

# 広告物の種類ごとの個別基準

個別基準の区分が適用となります。

なお、上小路周辺地区は別基準（大村市屋外広告物条例施行規則別表第5（第8条関係））となります。

下図では、 $a \cdot b \cdot c \cdot d$ =長さ、 $h \cdot h1 \cdot h2 \cdot h3$ =高さ、 $w \cdot w1 \cdot w2$ =幅、 $S \cdot S1 \cdot S2 \cdot S3$ =面積を表しています。

**1. 地上広告物**

共通  
第1種許可地域  
① $S1+S2=10$ ㎡以下  
② $h=10$ m以下  
第2種許可地域  
① $S1+S2=20$ ㎡以下  
② $h=13$ m以下  
第3種許可地域  
① $S1+S2=30$ ㎡以下  
② $h=15$ m以下

$S1=a \times b, S2=c \times d$

**2. 屋上広告物**

共通  
① $h1=50$ m以下  
第1種許可地域  
① $h2=h3 \times 1/3$ 以下  
第2種許可地域  
① $h2=h3 \times 1/2$ 以下  
第3種許可地域  
① $h2=h3 \times 2/3$ 以下

$S=a \times b$

**3. 壁面広告物**

共通  
① $S1+S2=S3 \times 1/4$ 以下  
第2種許可地域  
① $S1+S2=S3 \times 1/3$ 以下  
第3種許可地域  
① $S1+S2=S3 \times 1/2$ 以下  
※自家広告物は対象外  
※壁面の面積に窓を含む

$S1=a \times b, S2=c \times d, S3=e \times f$

**4. 突出広告物**

共通  
① $w1=1$ m以下  
②歩道上： $h=2.5$ m以上  
車道上： $h=4.5$ m以上  
第1種許可地域  
① $w2=1.5$ m以下

$S=a \times b$

**5. アーチ広告物**

共通  
①歩道上： $h=2.5$ m以上  
車道上： $h=4.5$ m以上  
第1種許可地域  
① $S=10$ ㎡以下  
第2種許可地域  
① $S=20$ ㎡以下  
第3種許可地域  
① $S=30$ ㎡以下

$S=a \times b$

**6. 広告幕（横断幕）**

共通  
① $a=2$ m以下  
② $h=4.5$ m以上

**7. 広告幕（懸垂幕）**

共通  
① $a=10$ m以下  
② $w=1$ m以下

**8. 広告旗（旗・のぼり）**

共通  
① $S=2$ ㎡以下

$S=a \times b$

**9. 気球広告**

共通  
① $a=12$ m以下  
② $b=1$ m以下  
③ $c=50$ m以下

**10. 電柱等利用広告（巻付広告）**

共通  
① $a=1.5$ m以下  
② $h=1$ m以上

**11. 電柱等利用広告（つり下げ広告）**

共通  
① $a=1.2$ m以下  
② $b=0.5$ m以下  
③ $w=0.6$ m以下  
④歩道上： $h=2.5$ m以上  
車道上： $h=4.5$ m以上  
⑤支電柱に表示しないこと

**12. 電柱等利用広告（消火栓標識）**

共通  
① $a=0.4$ m以下  
② $b=0.8$ m以下

**13. 簡易広告物（はり紙）**

共通  
① $S=1$ ㎡以下  
②同一壁面に同一のものを連続して表示しないこと  
③壁面等のにり、接着剤等ではり付け

$S=a \times b$

**14. 簡易広告物（はり札）**

共通  
① $S=1$ ㎡以下  
②同一壁面に同一のものを連続して表示しないこと

$S=a \times b$

**15. 簡易広告物（立看板）**

共通  
① $a=2.1$ m以下  
※脚を含む  
 $w=0.9$ m以下  
②原則として、道路敷（歩道・道路）に表示し、設置しないこと

# 広告物の色彩の基準

JISZ8721（三属性による色の表示方法）の規格として採用されているマンセル値を色彩の表示方法としています。「大規模な広告物」の地色（文字以外の部分）の面積の2/3以上は、彩度の基準を満たさなければなりません。

※「大規模な広告物」とは、次のいずれかに該当する広告物。地上広告物にあっては、高さが10メートルを超えるもの又は高さが10メートル以下で1面の表示面積が15平方メートルを超えるもの。屋上広告物、壁面広告物及び突出広告物にあっては、1面の表示面積が15平方メートルを超えるもの。高さが20メートルを超える建築物に付随する屋上広告物、壁面広告物及び突出広告物。

広告物の色彩の基準表（数値は地色の彩度を表しています。）

地域区分 \ 色相	R	YR	0.1Y ~5Y	5.1Y ~10Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP
第1種許可地域	5以下	6以下	6以下	4以下	4以下	4以下	3以下	3以下	4以下	4以下	4以下
第2種許可地域	8以下	8以下	8以下	8以下	6以下	6以下	5以下	5以下	6以下	6以下	6以下
第3種許可地域											

# 手数料

広告物の種類	数量	単位	表示面積	1回あたりの事務手数料	照明	許可期間
地上広告物 屋上広告物 壁面広告物 突出広告物 アーチ広告物	1枚 1個 1基 につき	1年 あたり	0.5㎡未満	120円	照明を伴うものは、左記の手数料を2倍とする	3年以内  1~3年間まで指定ができます。*
			0.5㎡以上1㎡未満	220円		
			1㎡以上2㎡未満	460円		
			2㎡以上5㎡未満	970円		
			5㎡以上10㎡未満	1,900円		
			10㎡以上20㎡未満	3,400円		
			20㎡以上30㎡未満	5,600円		
30㎡以上40㎡未満	7,900円					
40㎡以上50㎡未満	11,000円					
			50㎡以上	11,450円に1㎡増すごとに450円を加算した額		
電柱等利用広告	1個につき			220円		
簡易広告物（立看板）	1個につき			220円		
広告幕（横断幕・懸垂幕）	1枚につき	3月 あたり		460円		3月以内
広告旗（旗・のぼり）	1個につき		220円			
気球広告	1個につき		1,100円			
簡易広告物（はり紙）	1枚につき	1月 あたり		5円		1月以内
簡易広告物（はり札）	1枚につき		120円			

※ 許可の期間が1年を超える場合は、1年毎に事務手数料の1/2を加算します。

許可期間が2年…事務手数料+事務手数料の1/2。 許可期間が3年…事務手数料+事務手数料の1/2+事務手数料の1/2。

# 屋外広告物の管理について

屋外広告物の設置者および管理者の人は、定期的に安全点検を行うとともに、老朽化による倒壊、落下などの恐れがあるものに関しては、速やかに撤去や改修などを行い、適切な維持管理に努めてください。

# 違反広告物に対する処置

条例に違反して広告物を表示したときは、許可の取消し、是正のための措置、除却などを命ずることがあります。また、違反広告物がはり紙、立看板等の簡易広告物であるときは、市が自ら除却する場合があります。なお、違反者については、50万円以下の罰金に処せられることもあります。

# お問い合わせ・窓口

大村市役所 都市整備部 都市計画課  
電話0957-53-4111（内線433）



新規申請



許可基準の詳細

